



30年前から現在にかけて、気象現象が変化し、非常に激しい雨が降ったり、大きな台風が通過したり、地震が頻発に起こるなど、自然災害が多くなってきました。又、嘘などが流れたりする風評被害、コンピュータ処理により顧客情報が漏れてしまう個人情報漏えいなど、よくニュースで取りざたされておりますが、他人事ではすまされないようなことが起きるようになり、いろいろな危機に直面するようことにもなってきました。

【危機管理】最近よく耳にするようになりましたが、危機による被害を最小限に抑えて危機状態から脱出するための対応のことです。それでは身近に起こりやすい自然災害から会社や従業員を守るための「備え」について少しお話したいと思います。

会社の備え

従業員等の安全、業務継続性の確保などのために、必要な物の準備や行動ルールを決める。

- 就業中の従業員や来訪者の身の安全を確保するために、事業所の安全な場所・避難ルート・避難場所を決めておきましょう。
- 就業中の従業員や来訪者が帰宅困難になってしまった時のために、一定期間事業所に滞在できるよう、食糧や飲料水、災害用トイレの備蓄、懐中電灯、ラジオ等を用意しておきましょう。
- 従業員が外出中・通勤中に災害が発生した場合は、無理に帰社出社せず、一番近い安全な場所(自宅が近ければ帰宅・近くの広域避難場所等)への避難、迅速な安否確認等の行動ルールを決めておきましょう。
- 従業員の家族の無事が確認できた場合は、事業所に待機するのか当日又は翌日帰宅するか等、従業員が安全に帰宅できるようルールを決めましょう。
- 災害発生時の業務継続性の確保や、事業の復旧に取り掛かれるよう、業務継続計画を定めておきましょう。

従業員の備え

通勤途中や外出先で災害が発生することを想定し、徒歩での帰宅帰社のルート確認、一時的に避難できる場所を確認しておきましょう。又、飲料水や少しの食料、モバイルバッテリー等を常に備えておきましょう。

ほんの一部分だけしかお話しできておりませんが、いろいろと決めるのは面倒・大変だと思われるかもしれませんが、しかし、いつか起こり得る災害に備え、事業主・従業員と一緒に身を守ることを考えられると良いのではないのでしょうか。

記事担当 西田 晴美

法人版事業承継税制の令和4年度税制改正

令和4年度の税制改正により、特例措置の法人版事業承継税制について、「法人版事業承継税制に係る特例承継計画(以下、特例承継計画)」の提出期限が**令和6年3月31日**まで延長されることになりました。特例承継計画を提出し都道府県知事の確認を済ませておけば、いつでも手続きが可能です。特例措置の適用を受ける場合、その期限は「非上場株式等の贈与・相続が令和9年12月31日までに行われていること」と変更はありませんので、制度の利用をご検討中であれば、提出だけでも実行しておいてはいかがでしょうか。延長後の提出期限までもあと2年足らずとなっております。ご検討・ご相談は担当者までご遠慮なくお申し付けくださいませ。

※ 医療法人は制度の対象外となっておりますので、ご注意ください。

記事担当 的場 隼也

厳しい暑さが続いておりますがいかがお過ごしでしょうか。

今年の梅雨が記録的な期間で終了した6月28日に記事を記載しております。

日頃は格別のご愛顧を賜わり社員一同、厚くお礼申し上げます。

ひろせ通信も今回で313号となりました。

過去、いろいろと形を変え継続させていただいております。

今回も少し形を変えることで、皆様に必要な情報をより必要な時に

お届けできるように努力していく所存です。

さて、コロナ禍による行動制限も撤廃され、脱マスクへと移行するなか

生活や経済活動もコロナ禍とは違うものになってまいりました。

ただし、コロナ禍で抱えた負の遺産である一時的に増加した借入金の返済や

減少した売り上げの回復など、高い壁を今後乗り越えていく時期が間近となっております。

弊社におきましても新年号にも記載いたしました。

今まで経験したことのなかったこの2年間を振り返りつつ、

「心を燃やせ」を2022年の大きな行動テーマの一つに掲げております。

各担当者が詳細な行動テーマを自ら決定しそれに基づいて行動しております。

お時間ございましたら本人へ内容を聞いていただけますと幸いです。

まだ道半ばです。残り半年!達成へむけて行動に移していく時期です。

そして必ずやみなさまのお力になれるように尽力します。

「Fun Happy」

私たちの経営理念です。

私たちもこの志のもと全力で取り組み成長して参ります。

何卒宜しくお願い致します。



ひろせ税理士法人 所長
柴田 陽一郎